令和８年（フ）第４８４号
大分県別府市石垣西10丁目２番25―402号　左山ビル
債務者　工藤美由紀
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第８７号
鹿児島県霧島市国分向花町３番57―308号　Ｇｅｍａｋ
債務者　片平　和也
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和８年（フ）第９３号
鹿児島県伊佐市大口大田68番地　医療法人慈和会　大口病院、住民票上の住所鹿児島県伊佐市大口金波田1116番地
債務者　中園　文夫
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和８年（フ）第１１０号
鹿児島県霧島市隼人町東郷31番地　東郷団地５棟304号、前住所大阪市生野区新今里５丁目６番20号　ＨＯＫＵＲＡＳＵ　ｍａｉｓｏｎ新今里201号
債務者　林　あすか
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和８年（フ）第６９号
秋田県能代市字寿域長根41番地１　Ｓ２棟６号
債務者　永井　孝子
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで　秋田地方裁判所能代支部

令和８年（フ）第５５号
秋田県大館市釈迦内字街道上112番地２　ビレッジハウス釈迦内２―108、借入時の住所秋田県大館市北神明町９番５―20号
債務者　田中　寿子
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで　秋田地方裁判所大館支部

令和８年（フ）第１７３４号
東京都小平市小川東町2608番地ドミール萩山101号
債務者　加藤　誠大
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第２８９号
山梨県甲府市大里町4137番地　３―63号
債務者　小笠原勝晃（補助人　又川章）
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第４３７号
愛知県安城市横山町下管池65番地１　ビレッジハウス下管池５―102
債務者　江崎　真琴（旧姓　久保田）
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第４７４号
愛知県豊田市鴛鴨町下高根97番地６
債務者　郡司眞樹子
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第１６６号
千葉県富津市大堀1252番地の１
債務者　矢部　孝枝
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで　千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（フ）第１６７号
千葉県君津市正木172番地１
債務者　伊藤　大一
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで　千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（フ）第１７１号
千葉県富津市大堀1100番地１、前住所千葉県富津市大堀1033番地１
債務者　齋藤　秀和
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで　千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（フ）第１１１５号
東京都町田市木曽東１丁目３番Ｃ４―309号
債務者　佐々木哲治
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第５６２号
静岡市葵区千代田２丁目13番43号　205号室、旧住所静岡市葵区千代田２丁目９番10号　後藤マンションＡ２
債務者　加藤恵美子
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで　静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１２２号
北海道苫小牧市元中野町２丁目21番７号　キャンサー２　201号
債務者　宮下　理香
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部